



朝日町議会は6月議会最終日に、安倍内閣が閣議決定した「集団的自衛権容認」は、憲法9条を解釈によって変更するものだと抗議する意見書を全会一致で可決しました。

## 集団的自衛権行使を閣議決定のみで容認したことに抗議する意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、集団的自衛権行使を閣議決定に反対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成26年7月11日

提出者 朝日町議会議員 西岡良則

賛成者 朝日町議会議員 稲村 功

### (提案理由)

安倍内閣は、さる7月1日、従来の憲法解釈を変更して「集団的自衛権」の行使容認の閣議決定を行いました。

自由民主党の連立与党である公明党への説明・協議のみで閣議決定されたもので、国民への十分な提案説明がされたとは言い難く、閣議決定までのプロセスが不十分と言わざるをえません。

現在、軍事技術の進歩や大量破壊兵器の拡散などによる外交・安全保障上の問題や東日本大震災により提起された緊急事態に対応できる国の方針など、現行憲法施行時に想定できなかった課題や新たな時代に対応できる憲法が求められているのも確かであります。

しかし、憲法は国家の基本規定であり、その改正については、主権者である国民の理解が得られるよう、国民自らが幅広く参加し、十分な国民的議論を尽くしたうえで、進めいくべきものであり、戦後66年間守られて「憲法9条」を閣議決定のみで解釈を変えて集団的自衛権を容認することは、国民主権に反する行為であります。

よって、国会及び政府に対し、安易に閣議決定のみで憲法解釈を変えて集団的自衛権を容認するのではなく、国民に丁寧に説明し、国会の場において幅広い議論を尽くし、国会の賛成・発議、国民投票の上で行使容認すべきであったと抗議するものであります。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、防衛大臣、内閣官房長官であります。

## 集団的自衛権 閣議決定に抗議

### 朝日町議会 自共協調し独自意見書

朝日町議会が11日の定例会本会議で可決した「集団的自衛権行使を閣議決定のみで容認したことに抗議する意見書」は、憲法関連の意見書で自民系と共産の会派が共に賛成する県内でも珍しいケースとなった。

担当した常任委が所属議員同士で協議できる主張を盛り込み、独自の見解を示した内容となっている。

11日の出席議員は7人で、議長を除く6人全員が賛成、可決した。

西岡氏は「世論調査で行使反対が半数を超える、自民党内でも様々な意見がある（政府には）しっかり議論をしてもらいたかった」と説明。

稲村氏は「妥協の産物と言われるかもしれないが、互いに賛成できる内容にした」としている。

（7/14付北日本新聞から抜粋・再編集）